

ふるさと納税制度の見直しについて

【担当省庁】総務省

桜井市における取組

(現 状)
・ふるさと納税制度は、納税者が自分の故郷や応援したい自治体に寄附をした場合、寄附額のうち2,000円を超える部分について、所得税については所得控除による税額の軽減、また個人住民税については税額控除されるものである。
本市では、ふるさと納税ポータルサイトの追加による発信力の強化や、新たな返礼品・事業者の確保に向け、市内事業者への働きかけ・商工会等を通じた事業者募集など、寄附金額の伸長に取り組んでいるが、一方で他自治体へのふるさと納税制度を活用する市民も毎年増加している。

(課 題)
・現在のふるさと納税制度は、寄附者がワンストップ特例制度を利用すると所得税の所得控除による税額軽減相当額が全て個人住民税から控除される仕組みとなっている。これは、本来国が担うべき負担部分を地方に転嫁させる構造となっており、本市においても、当該制度を活用する市民が増えるほど、所得税の所得控除による税額軽減相当分の市民税に係る歳入が減少する結果となっている。
・また、地方交付税交付団体の場合、ふるさと納税による税額控除適用に伴う個人住民税の減収分の75%が基準財政収入額に反映されるが、個人住民税の流出相当分が全て補填されるわけではないため、ふるさと納税の広まりとともに地方自治体の負担が増加する側面がある。

◆桜井市におけるワンストップ特例適用件数の推移

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①ワンストップ特例適用人数	1,310人	1,632人	1,818人
(対前年度比較)	—	+322人	+186人
②市民税に係る寄附金控除額	34,464千円	43,100千円	49,427千円
(対前年度比較)	—	+8,636千円	+6,327千円

※ワンストップ特例の適用件数は右肩上がりの傾向を示しており、所得税の所得控除による税額軽減相当額を個人住民税において控除する額の増加が見込まれる。

◆寄附金控除に伴う市民税の実質流出額の推移

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
①寄附者人数 (桜井市→他自治体)	2,401人	2,931人	3,170人
②市民税に係る寄附金控除額	89,373千円	101,450千円	111,512千円
③地方交付税 (②×75%)	67,029千円	76,087千円	83,634千円
④市民税の実質流出額(②－③)	22,344千円	25,363千円	27,878千円
(対前年度比較)	—	+3,019千円	+2,515千円

※寄附金控除額相当分の市民税が他自治体へと流出しているが、ふるさと納税を利用する市民の人数が増えるにつれ、流出額も年々増加している。

国にお願いすること

・ワンストップ特例制度を利用した場合に個人住民税から控除している所得税控除相当額（ふるさと納税に関する確定申告をした場合における、所得税の所得控除による税額軽減相当額）については、全額国により補填することを要望する。

・安定した税收確保の観点から、個人住民税の減収とならないよう、ふるさと納税による個人住民税の税額控除の上限に定額要件を設けるなど、ふるさと納税制度を抜本的に見直すことに加え、地方交付税の算定において、個人住民税の減収分の75%が基準財政収入額に反映される仕組みとなっていることは認識しているが、地方自治体の負担を解消するため、全額国により補填することを要望する。

【担当部署】桜井市税務課